

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第79号	
事故等名	油送船ナバリノⅢ貨物船日鵬丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年6月10日08時45分ごろ	
発生場所	北緯01° 17' 76"、東経104° 04' 00"	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月18日 神戸・地方事故調査官が、A船船長提出の海難報告書及びA船管理会社からのA船に関する関係資料をそれぞれ精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 油送船 ナバリノⅢ(パナマ船籍) 140, 931トン	
船舶番号(IMO 番号)	8706351	
船舶所有者等	クローズ ビジネス エスエイ	
船種・船名・総トン数	B 貨物船 日鵬丸 77, 439トン	
船舶番号(IMO 番号)	134975	
船舶所有者等	日本郵船株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 免状不詳	
	B 船長 一級海技士(航海)	
負傷者	A 負傷者 なし	
	B 負傷者 なし	
損傷	A 船首に擦過傷	
	B 右舷船首などに損傷	
事故等の経過	B船は、石炭137,395トンを積載し、オーストラリアダルビングルベイコールターミナルを発し、シンガポール港で入港作業中、平成20年6月10日08時45分ごろ、B船の右舷と、錨泊中のA船の船首付近が衝突した。 衝突の結果、A船の船首に擦過傷、B船の右舷船首などに損傷を生じた。 気象・海象は平穏であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	B船は、着岸時の操船を適切に行わなかったため、錨泊中のA船を避けることができなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、B船が着岸時の操船を適切に行わなかったため、錨泊中のA船に衝突しことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	